

# 基金情報

No. 103

平成22年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成22年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)	
事業所数(件)	236	0	年金掛金	調定額(円) 444,346,278	
加入員数(人)	男子	4,996	7	収納額(円) 439,417,366	
	女子	2,308	-10	収納率 98.89%	
	計	7,304	-3	事務費掛金調定額(円) 19,391,316	
平均標準給与月額(円)	男子	332,358	4,442	資産運用	信託資産額(時価) 241億7,471万円
	女子	223,660	1,708	修正総合利回り	-6.94%
	計	298,011	3,710	ベンチマーク差	-0.65%
受給者数(人)	6,176	7	慶弔金の支給件数・金額	29件56万円	
平均年金額(円)	506,168	235	年金相談件数	241件	

### 適用関係

### 養育期間報酬標準給与月額特例申出書～育児期間における従前標準報酬月額みなし措置～

3歳未満の子を養育する厚生年金保険の被保険者(基金加入員)の標準報酬月額が、定時決定等で子の養育開始前より下回った場合、申出をすることで子の養育期間中は特例措置が受けられます。特例適用期間中は、保険料(掛金)は実際の標準報酬月額(低くなった標準報酬月額)で徴収されるのに対し、年金額は子の養育開始前の標準報酬月額(高いままの標準報酬月額)とみなして計算されます。これを育児期間における従前標準報酬月額みなし措置といい、この特例措置を受けるためには「養育期間報酬標準給与月額特例申出書」の提出が必要です。

#### ■基準となる標準報酬月額と対象者■

- ◆この特例で基準となる標準報酬月額は、子の養育を開始した日の前月の標準報酬月額です。そのため、前月に被保険者(加入員)でなかった場合には、その月前1年以内に被保険者(加入員)であった直近の月の標準報酬月額が基準となります。
- ◆3歳未満の子を養育する厚生年金保険の被保険者(基金加入員)であれば、男女または育児休業等の取得の有無に関わらず申出ができます。
- ◆特例措置を受けるためには子と同居している必要があります。
- ◆子の養育開始前1年以内に厚生年金保険の被保険者期間(基金加入員期間)がない場合には、この特例措置の適用は受けられません。

#### ■申出方法と申出時期■

- ◆申出は被保険者(加入員)の方が「養育期間報酬標準給与月額特例申出書」を事業主を経由して年金事務所、厚生年金基金にご提出下さい。
- ◆申出書を提出する時期は以下のいずれかに該当した日以降になります。
  - 1)3歳未満の子の養育を開始したとき
  - 2)3歳未満の子を養育する方が新たに被保険者(加入員)資格を取得したとき
  - 3)保険料(掛金)免除の適用を受ける育児休業等を終了したとき
  - 4)新たに特例措置を申し出る子以外の子の特例措置が終了したとき
- ※申出については、申出日前月までの2年間はさかのぼって認められます。

#### ■特例措置の適用終了時期■

特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から、以下のいずれかの該当日の翌日の属する月の前月までです。

- ①申出にかかる子が3歳になったとき
  - ②退職などにより、厚生年金保険の被保険者(基金加入員)資格を喪失したとき
  - ③保険料(掛金)免除の適用を受ける育児休業等を開始したとき…具体的には第1子の養育特例を受けている間に、第2子の育児休業等の申出を行った場合などです。
  - ④申出にかかる子以外の子について、特例措置を受けることになったとき
  - ⑤申出にかかる子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ※①～④の場合は特例措置は自動的に終了となりますが、⑤の場合のみ、「養育期間報酬標準給与月額特例終了届」の提出が必要となります。

#### ■添付書類■

- ◆子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができるもの(戸籍抄本、または区市町村長の証明書)
- ◆申出者が子を養育していることを証明できる書類(住民票の写しなど)

#### 事業主の皆さまへ

退職後再雇用された方の標準報酬月額の決定方法が見直されました(平成22年9月1日施行)

従来、60歳～64歳までの年金の受給権がある方が定年により継続再雇用された場合に限り、資格喪失届と資格取得届を同時に提出いただき再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定していましたが、平成22年9月1日からは60歳～64歳までの年金の受給権のある方が定年以外(定年制のない会社など)で退職後再雇用される場合についても資格取得届と資格喪失届の同時提出で再雇用後の給与に応じて標準報酬月額が決定できるようになりました。(再雇用手続きの際は、新たに雇用契約を結んだことが明らかにできる書類を添付してください/退職したことが分かる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等)

## 慶弔金のお知らせ

### 【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

### 【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
  - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
  - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
  - 加入期間 3年以上・・・1万円

### 【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

### 【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

## 年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

## 年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面に回答させていただきます。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

## 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。

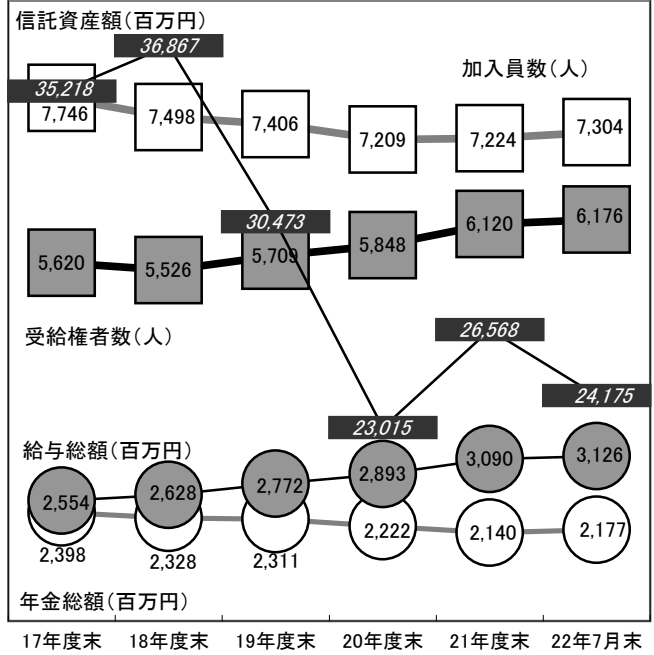
詳しくは当基金までお問合せください。

\* 8月分の掛金納入期限は、平成22年9月30日となりますので、ご協力お願いいたします。

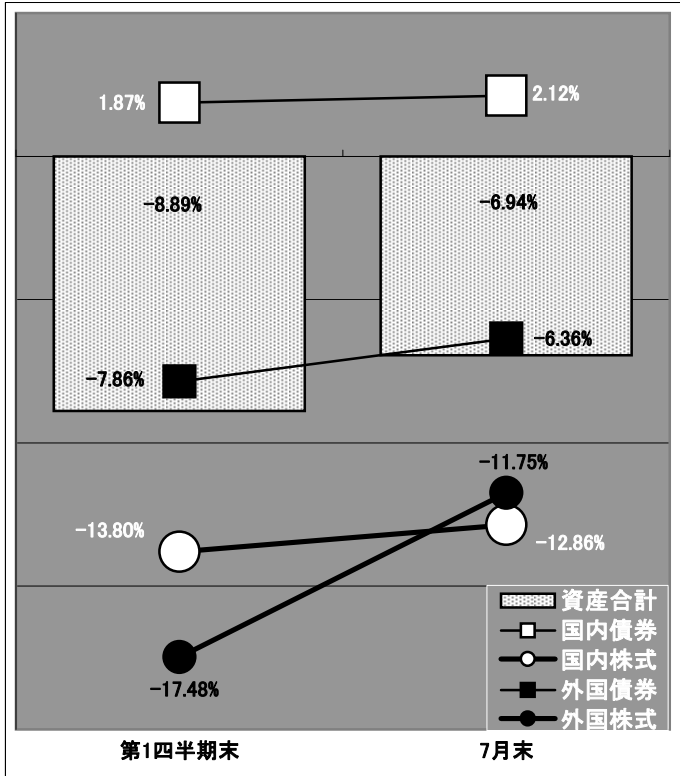
## 設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

## 主要事業の推移



## 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

### ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています  
創刊号から直近号までご覧いただけます  
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

## 9月の予定

- 2日 総合監査
- 7日 財政運営・年金資産運用委員会
- 15日 代議員会